

かながわ高齢者住まい連絡協議会規約

平成30年9月6日改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、かながわ高齢者住まい連絡協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、神奈川県内の高齢者向け住宅関連法人の連携と協力により介護人材の確保及び育成を図るとともに、サービスの質の向上や地域包括ケアシステムの推進、関係機関との連携強化など、高齢者の住まいを取り巻く課題の解決に向けた取り組みを推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 介護人材の確保及び育成に関すること
- (2) サービスの質の向上に関すること
- (3) 地域包括ケアの推進に関すること
- (4) 関係機関・団体との連携強化に関すること
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要なこと

第2章 会 員

(会員の種類)

第4条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した高齢者の住まいの事業所
- (2) 法人賛助会員 本会の目的に賛同して会の運営を支援する法人
- (3) 個人賛助会員 本会の目的に賛同して会の運営を支援する個人

(入 会)

第5条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第6条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第7条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会を届け出たとき。
- (2) 会員である事業所又は法人が消滅したとき。

- (3) 会費を2年以上納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

第3章 役員

(役員の設定)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 3名以上5名以内
- (4) 監事 2名以内

(役員を選任)

第10条 役員の次の手続きにより選任する

- (1) 理事及び監事は、総会において選出する。
- (2) 会長及び副会長は、理事会において理事の中から互選する。
- (3) 監事は、他の役員を兼任することはできない。

(職務)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- (4) 監事は、本会の会計及び会務の執行を監査する。

(任期)

第12条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 任期途中で選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、役員は、次期役員が選任されるまでの間、その職務にとどまらなければならない。
- 4 役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、総会の議決により解任することができる。

(顧問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、総会の議決に基づいて、会長が委嘱する。

第4章 総会

(総会の構成及び種別)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 法人賛助会員及び個人賛助会員は希望により総会に出席することができる。
- 3 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第20条 理事会は、理事及び監事をもって構成する。

(理事会の権能)

第21条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない本会の事業執行に関する事項。

(理事会の開催)

第22条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。

(理事会の招集)

第23条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、開会の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。
- 3 前項の規定は、電子的書面により通知することを妨げない。

(理事会の議長)

第24条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第6章 会計及び事業計画等

(会計)

第25条 本会の事業推進に必要な経費は、次の各号に掲げる収入をもってまかなう。

- (1) 会費収入
- (2) 事業収入
- (3) その他の収入

(予算及び決算)

第26条 本会の予算及び決算は、総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第7章 事務局の設置

(事務局)

第28条 本会の事業を円滑かつ効果的に執行するために、事務局を設置する。

- 2 事務局は、一般社団法人かながわ福祉居住推進機構事務局（横浜市中区）内に設置する。

第8章 規約の変更、その他

(規約の変更)

第29条 この規約を変更する場合は、総会において出席正会員の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

(雑則)

第29条 この規約に定めるほか、本会の運営について必要な事項は理事会の議決を経て、別に定める。

付則

この規約は、平成30年4月10日から施行する。

平成30年9月6日 一部改正